

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和4年2月18日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和4年度過疎地域へのイノベーション導入事業

(2) 業務目的

過疎地域において、特定地域づくり事業協同組合の設置・運営を通じ、地域産業の振興、地域の活性化を図る。

(3) 業務内容

上記目的を達成するための「静岡県過疎地域等政策支援員」として人材を提供し、特定地域づくり事業協同組合の普及・啓発、島田市における当該組合の設置・運営支援等を行う。

(4) 委託価格の限度額

11,200千円（税込み）

2 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす法人又は複数の法人からなる連合体（以下コンソーシアムという。）。

- (1) 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者の基準を超える規模の法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからオのいずれにかにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下各号において同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

- (6) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。
- (7) コンソーシアムの場合は、構成員のすべてが上記(2)から(6)の項目を満たしていること。

4 選定基準

提出された書類及び面接により、総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館6階
静岡県経営管理部地域振興局地域振興課
電話番号 054-221-2056 FAX番号 054-271-5494
E-mail chiiki-shinko@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要領の配布

ア 交付期間

令和4年2月18日（金）から令和4年3月18日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで、ただし、最終日は午前9時から午前12時まで。

イ 交付場所

上記(1)に同じ

(3) 提出書類等

ア 提出書類 参加表明書、誓約書、企画提案書の提出書、企画提案書、業務実績表、見積書

イ 提出期限

令和4年3月18日（金）午後1時 持参又は郵送必着

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

6 その他

- (1) 詳細は企画提案募集要領による。
- (2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約は、当該業務に係る令和4年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。